

第4章

「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

施策の方向性

今後取り組むべき課題

1 住民主体の 地域課題の 解決力強化

- ア) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり
と活動への参加促進
- イ) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる
体制づくり
- ウ) 専門職による地域福祉活動への支援

2 地域福祉 活動への 多様な主 体の参画 と協働の 促進

- ア) 多様な主体の参画と協働
- イ) 社会資源の有効活用

3 災害時等 における 要援護者 への支援

- ア) 災害時における要援護者への支援
- イ) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

前計画からの課題

2章-2-(1) 協働・居場所づくり
2章-2-(4)
2章-2-(5)

2章-2-(1) 協働・居場所づくり
2章-2-(2)

2章-2-(2)

2章-2-(1) 協働・居場所づくり

2章-2-(1) 環境整備
2章-2-(4)

2章-2-(1) 災害時等における
要援護者への支援

第4章

「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

成果目標：災害時に限らず日常生活の中で、住民同士のつながり、支え合いが行われていると感じる区民の割合：60%以上

1 住民主体の地域課題の解決力強化

ア) 地域での支え合い、助け合いの意識づくりと活動への参加促進

- ▶これまで積極的に関わってこなかった人も含め、様々な人が地域活動に参画できるよう広報活動を充実させ、新たな担い手の拡大につなげるとともに、地域の実情にあった幅広い事業が展開できるよう支援します。また、ICTを活用するなどし、高齢者や障がい者が共に活動できる環境づくりを検討します
- ▶住民同士の助け合い活動としての地域有償ボランティア事業「あいまち」を推進していく中で、新たな担い手の発掘、育成につながるような取組みを進めます
- ▶事業に見合った有効な感染症対策を講じたうえで、地域団体や福祉関係機関等と連携した、気軽につどい交流できる場を提供します
- ▶元気でいきいきと生活していくための心身の健康保持・増進に取り組めるよう引き続き支援を行います
- ▶障がい者やその家族等と地域がつながる仕組みづくりや交流の場をさらに充実させるよう、自立支援協議会などの様々な現場の意見を聞きながら、障がい者スポーツや文化活動の場がすべての人の交流の場となるよう支援を行うほか、障がい者やその家族等が地域の活動や行事に気軽に参加できるよう支援を行います

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1 住民主体の地域課題の解決力強化

イ) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

- ▶CSW（コミュニティソーシャルワーカー）により各地域に配置しているつなげ隊（地域福祉コーディネーター）のスキルアップを図り、住民主体の地域福祉ネットワーク活動の支援や地域住民のつながりづくりを進めます
- ▶各種事業の認知度の向上を図るため更なる情報発信を行います

ウ) 専門職による地域福祉活動への支援

- ▶「つながる場」の活用が進むよう当事業の認知度の向上を図るため更なる情報発信を行います

2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

ア) 多様な主体の参画と協働

- ▶各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、各地域における地域福祉活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます

イ) 社会資源の有効活用

- ▶保育施設の整備が進むなど待機児童対策における入所枠は一定必要数の確保ができている中、保育ニーズの実態に合わせて保育施設の空きスペース等を活用した弾力的な対応が実現できるよう既存保育施設への働きかけを進めます
- ▶産学連携により鶴見区に在住・在学の学生等新たな担い手に地域福祉活動に参加してもらう仕組みづくりを進めます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

3 災害時等における要援護者への支援

ア) 災害時における要援護者への支援

- ▶ 個別避難計画作成事業を通じて、要援護者と地域との接点や支える側と支えられる側の相互理解が増し、見守り事業の質の向上が期待でき、その事が地域の防災力向上に資することから、災害対策基本法第49条の14に基づき、要援護者の個別避難計画を概ね5年以内を目標に作成します

イ) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

- ▶ 地域防災訓練や参加型イベントの実施対象が要援護者まで拡がるよう促すとともに、地域防災計画が要援護者に対応したものになっているかの点検、改正を進めます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

施策の方向性

今後取り組むべき課題

前計画からの課題

1 相談支援体制の充実

- ア) 複合的な課題等を抱えた人への支援
 - ①総合的な相談支援体制の充実事業の普及促進
 - ②生活困窮者自立支援制度との連携
 - ③こどもの貧困対策との連携
- イ) 相談支援体制を支える人材の育成・確保
- ウ) 社会参加に向けた支援
- エ) 相談支援体制周知のための情報発信

2章-2-(1) 環境整備
2章-2-(2)

2章-2-(2)

2章-2-(2)

2章-2-(2)

2 地域における見守り活動の充実

- ア) 見守り活動の活発化による地域住民の見える関係づくり

2章-2-(2)

3 権利擁護支援体制の強化

- ア) 虐待防止の取組みの推進
- イ) 成年後見制度等の利用促進
- ウ) ケアラー支援の推進

2章-2-(3)

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

成果目標：地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると
感じる区民の割合：40%以上

1 相談支援体制の充実

ア) 複合的な課題等を抱えた人への支援

①総合的な相談支援体制の充実事業の普及促進

- ▶福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化し、複合的な課題を抱えた人や世帯が多数存在し、分野を超えた横断的かつ包括的な相談や対応が必要であることから、つながる場を中心に、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの各専門分野の相談機関の連携対応を実効性のあるものとするため、見守り相談室を含めた相談支援体制の充実を図ります

②生活困窮者自立支援制度との連携

- ▶つながる場を活用し、生活困窮者自立支援事業がより実効性のあるものとなるよう取り組みます

③こどもの貧困対策との連携

- ▶将来の貧困層の減少を目的に、小学生・中学生を対象とした学習支援等に取り組みます
- ▶こどもの居場所づくり等（こども食堂等）を実施している事業者や団体に向けた支援や居場所の情報発信に取り組みます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実

イ) 相談支援体制を支える人材の育成・確保

- ▶ 地域住民の見守りや身近な相談先として各地域で活動しているつなげ隊が、福祉ニーズの掘り起こしや生活課題の早期発見ができるよう、CSWと連携した相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 令和4年度より配置しているつながる推進員を中心として各分野における相談支援窓口が連携し情報を共有するとともに、相談支援対応のスキルを高めるために定例的に研修を行い知識習得に努め、区主催の研修を行う等人材育成に努めます
- ▶ 高齢者、認知症支援等地域住民の福祉に関する課題や相談を解決できるように、引き続き区社協や地域包括支援センター、ブランチを中心とした相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 自立支援協議会への参画事業者の拡大を図り、自立支援協議会を通じて様々な課題を抽出し、障がい者やその家族等が必要な福祉サービスを安心して適切に利用できるよう必要な情報の提供や判断が難しい人を支援する障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 子育てに対する不安感等の解消を図るため、講演会等の実施や相談支援の充実を図ります
- ▶ 子ども・子育てサポーターを配置し、各家庭のニーズや相談内容に沿った子育てサービスの情報提供や施設案内を行います

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実

ウ) 社会参加に向けた支援

- ▶生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な支援を提供するとともに、様々なサービス等につなぐことを目的として設置された自立アシスト相談窓口の機能が、より実効性あるものとなるよう、各サポート事業者との密接な連携を図ります

エ) 相談支援体制周知のための情報発信

- ▶対象者をはじめ様々な人に各種制度や取組内容を認知・理解してもらえるよう、更なる情報発信を行います

2 地域における見守り活動の充実

ア) 見守り活動の活発化による地域住民の顔の見える関係づくり

- ▶各地域に提供している要援護者名簿が有効に活用できるよう、見守り相談室を中心に、地域や民生委員・児童委員など関係機関と連携協力し、要援護者の安否確認や支援者との信頼関係の構築等、必要な支援につなげます
- ▶制度の周知・説明を通して、要援護対象者と支援者の理解を図り、要援護者からの同意の増加に取り組みます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

3 権利擁護支援体制の強化

ア) 虐待防止の取組みの推進

- ▶ 地域ケア会議などから地域課題を抽出し課題解決に向け取り組んでいる地域包括支援センター等関係機関との連携を深め、高齢者虐待の早期発見、通報につながるよう、虐待に関する知識及び権利擁護に関する啓発を実施します
- ▶ 障がい者への理解を深めるよう啓発活動を進めます
- ▶ 児童虐待防止に関する啓発の促進に取り組みます
- ▶ 高齢者、障がい者及び児童に対する虐待の防止並びに虐待の早期発見及び早期対応を図るために関係機関と連携を強め、適切な支援を行います
- ▶ 要保護児童対策地域協議会で個別ケースの検討と対応を行います
- ▶ 就学前の子どもがいる育児に不安を抱える家庭に対し、保育士等が訪問し、助言や必要な育児支援への繋ぎを行い、未然に重大な児童虐待防止に取り組みます

イ) 成年後見制度の利用促進

- ▶ 認知症高齢者や障がい者に対する正しい理解に向け、感染症対策を講じたうえで実施可能な普及啓発事業の内容・実施方法を検討し、事業を再開します
- ▶ 判断能力が不十分な人の権利が守られるよう、あんしんさぽーと事業や成年後見制度を周知し、適切な支援を実施します

ウ) ケアラー支援の推進

- ▶ 自身や周囲が気づくことのできないケアラーのため、自身が気づけるよう啓発するとともに、ケアに必要な家族や近親者などを無償でケアするケアラーからの相談に対し、適切な福祉サービスの利用につなげたり、社会資源を紹介する等の支援を行います

- ▶ 本ビジョンの理念「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」を実現するためには、行政や地域、関係する機関、団体等、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠であり、今回策定した計画の内容について区民の方に向けて積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大により今も社会生活において非常に大きい影響を受けています。そうした中でもつながりを絶やすことなく、お互いの暮らしを気にかけてあうため、できることを工夫しながら進めていく必要があります。
- ▶ 計画の取組み状況についても、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見をお聞きし、いただいた意見を以後の取組みの展開に活かしていくこととします。